

新生「会社法」施行で 登記申請は必要か？

制度調査部
横山 淳

会社法制現代化より - 10

【要約】

商法等を大幅に改正する会社法が2005年6月に可決・成立した。施行は来年5月が見込まれている。

最近、会社法が施行される際に、既存の会社が行うべき登記に関する質問が制度調査部にも寄せられている。

ここでは、寄せられた質問などを基に、Q & A形式で簡単な解説をする。

【目次】

- Q 1：新生「会社法」の下での株式会社の登記事項は何か変わったのか？
- Q 2：新生「会社法」が施行されれば、既存の株式会社は登記申請が必要となるのか？
- Q 3：種類株についての定款規定がある会社は何を登記すればよいのか？
- Q 4：大会社（委員会等設置会社を除く）は何を登記すればよいのか？
- Q 5：委員会等設置会社は何を登記すればよいのか？
- Q 6：登記はいつまでに行う必要があるのか？

はじめに

商法等を大幅に改正する「会社法」が、2005年6月29日に可決・成立した。その主要部分は、来年5月頃の施行が見込まれている。

それに伴い当制度調査部にも、会社法の施行に伴う既存の会社が行うべき登記に関する質問が寄せられている。

既存の会社が行うべき登記に関しては、会社法と同時に成立した「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（以下、整備法）や2005年8月4日に法務省が発表した「会社法の施行に伴う会社登記についてのQ & A」（以下、法務省Q & A）¹などに示されている。

本稿では、上記の整備法や法務省Q & Aに基づいて、制度調査部に寄せられた質問などを参考にQ & A形式で、会社法施行に伴う登記について解説を行う。

¹ 法務省のウェブサイト（<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji92.html>）に掲載されている。なお、吉川満「実務家必携、会社法施行と登記」（2005年8月9日D I R 制度調査部情報）も参照。



Q 1 : 新生「会社法」の下での株式会社の登記事項は何か変わったのか？

A 1 主に会社の機関設計に関する登記が拡充される。

他方、社外取締役についての登記は、委員会設置会社の場合や責任限定契約を締結する場合などを除き、廃止される。

株式会社の主要な登記事項を、会社法と現行商法・商法特例法で比較すると、概ね、次のようになる。

〔株式会社の主要な登記事項の比較〕

会社法	現行商法・商法特例法
目的	目的
商号	商号
本店及び支店の所在場所	本店及び視点
存続期間又は解散事由について定款の定めのあるときは、その定め	存立期間又は解散事由を定めた場合は、その規定
資本金の額	資本の額
発行可能株式総数	会社が発行する株式の総数
発行する株式の内容等	各種の株式の内容等
	株式の譲渡制限がある場合は、その旨
	議決権制限株式に関する定款規定
	種類株主総会に関する定款規定
	転換予約権付株式の転換権の内容
	強制転換条項付株式の定款規定
	開業前に利息配当を行うことを定めた場合は、その旨
利益による株式消却を行うことを定めた場合は、その旨	
単元株式数	1単元の株式数
発行済株式総数等	発行済株式総数等
株券発行会社であるときは、その旨	株券不発行制度を採用しているときは、その旨
株主名簿管理人の氏名、名称、住所、営業所	名義書換代理人又は登録機関の氏名、住所、営業所
新株予約権の数、行使条件等	新株予約権の数、行使条件等
取締役の氏名	取締役の氏名
代表取締役の氏名、住所	代表取締役の氏名、住所
-	共同代表取締役を採用している場合は、その規定
-	社外取締役
取締役会設置会社である場合は、その旨	-
会計参与設定会社である場合は、その旨	-
監査役設置会社である場合は、その旨、監査役の氏名	監査役の氏名

監査役会設置会社である場合は、その旨、社外監査役	-
会計監査人設置会社である場合は、その旨、会計監査人の氏名・名称	-
一時会計監査人を置いた場合は、その氏名・名称	-
特別取締役による議決の定めがある場合は、その旨、特別取締役の氏名、社外取締役	重要財産委員会を設置した場合は、その旨、重要財産委員の氏名
委員会設置会社である場合、その旨、社外取締役、各委員会の委員の氏名、執行役の氏名、代表執行役の氏名・住所	委員会等設置会社である場合、その旨、社外取締役、各委員会の委員の氏名、執行役の氏名、代表執行役の氏名・住所、共同代表執行役を採用している場合にその規定
取締役等の責任免除について定款の定めがある場合は、その定め	取締役等の責任免除について定款の定めがある場合は、その規定
社外取締役等の責任限定契約について定款の定めがある場合は、その定め	社外取締役の責任限定契約について定款の定めがある場合は、その規定
責任限定契約の対象が社外取締役の場合は、社外取締役	-
責任限定契約の対象が社外監査役の場合は、社外監査役	-
貸借対照表等の電子開示についての必要事項	貸借対照表等の電子開示についての必要事項
公告方法	会社が公告を為す方法
公告方法に関する定款の定めのない場合は、官報を公告方法とする旨	
電子公告についての必要事項等	電子公告についての必要事項等

新生「会社法」で廃止される共同代表取締役（執行役）に関する登記が廃止される。また、社外取締役についても、原則として、委員会設置会社や責任免除・限定契約など社外性が問題となる事項の登記と一体化される。その結果、社外取締役一般についての登記義務はなくなる。

他方、新生「会社法」では会社の機関設計の選択肢が大幅に拡大することを受けて、どのような機関を設置しているかについての登記事項が拡充している。特に、次の事項については、従来、登記の対象となっていなかったことから留意する必要がある。

取締役会の設置
会計参与の設置
監査役会の設置
会計監査人の設置

そのほか、種類株式についても新生「会社法」の規定に合わせて、登記事項が整理されている。

Q 2 : 新生「会社法」が施行されれば、既存の株式会社は登記申請が必要となるのか？

A 2 大多数の株式会社については、特に新たな登記申請は必要ない。

ただし、種類株についての定款規定のある会社、商法上の大会社、委員会等設置会社などについては、一部、登記申請が必要となる。

基本的には、会社法の施行に伴って必要となる登記の大部分については、登記官が職権で行うことが予定されている。つまり、大多数の株式会社については、特に新たな登記申請は必要ないということになる。

ただ、一部の株式会社については、新たな登記申請が必要となる場合がある。具体的には、次の株式会社である。

議決権制限や株式の買受け・消却などに関して内容の異なる種類株式についての定款規定がある会社

大会社（委員会等設置会社を除く）、みなし大会社

委員会等設置会社

Q 3 : 種類株についての定款規定がある会社は何を登記すればよいのか？

A 3 : 各種類の株式の内容の登記が必要となる。

種類株についても新生「会社法」の規定に合わせて、登記事項が整理されている。

そのため、次の種類株に関する定款規定等のある会社は、会社法施行に合わせて登記申請を行う必要がある（整備法 113 ）。

議決権制限株式

種類株式で、一定の事項について、通常の株主総会・取締役会決議のほか、その種類株主による種類株主総会決議を必要とするもの

転換予約権付株式

強制転換条項付種類株式

開業前に利息配当を行うことを定めた株式

利益による株式消却等を行うことを定めた株式

2001 年改正前の商法に基づいて発行された無議決権株式

登記申請すべき事項は下記の通りである。

発行する株式の内容
発行済株式の種類及び種類ごとの数
新株予約権の内容

Q 4 : 大会社 (委員会等設置会社を除く) は何を登記すればよいのか ?

A 4 : 社外監査役や会計監査人に関する登記が必要となる。

既存の株式会社のうち、商法特例法上の大会社 (委員会等設置会社を除く) は、監査役会と会計監査人が義務付けられている。

新生「会社法」の施行後も、同様の機関設計を維持するとすれば、既存の大会社は、「監査役会設置会社」かつ「会計監査人設置会社」に該当することとなり、そのための登記手続が必要となる。

具体的には、次の事項の登記申請が必要となる。

監査役設置会社である旨
監査役のうち、社外監査役である者について社外監査役である旨
会計監査人設置会社である旨
会計監査人の氏名、名称

なお、商法特例法上の「みなし大会社」についても同様である。

Q 5 : 委員会等設置会社は何を登記すればよいのか ?

A 5 会計監査人に関する登記が必要となる。

既存の株式会社のうち、委員会等設置会社については、会計監査人の設置が義務付けられている。

新生「会社法」の下でも、委員会設置会社は、会計監査人の設置が必要である。そのため「会計監査人設置会社」に該当することとなり、そのための登記手続が必要となる。

具体的には、次の事項の登記申請が必要となる。

会計監査人設置会社である旨
会計監査人の氏名、名称

Q 6 : 登記はいつまでに行う必要があるのか？

A 6 会社法の施行日から 6 ヶ月以内に行う必要がある。

会社法の施行に伴い必要な登記は、会社法の施行日から 6 ヶ月以内に行うこととされている（整備法 61 、 113 ）。ただし、これより前に他の登記を行う場合には、その登記と同時に
行う必要がある。

現在、会社法の施行日は、2006 年 5 月と見込まれている。従って、その 6 ヶ月後の 2006 年 11
月頃までに登記を行うことが求められる可能性が高い。